

会議名	鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（第2回）
議事日程	日 時 令和7年7月24日（木）午後2時00分から 場 所 米子市淀江支所 大会議室 日 程 1 開会 2 報告 (1) 第1回審議会の概要 (2) 第1回審議会における論点整理の結果 (3) 第1回審議会での質疑及び回答 3 議題 (1) 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて - ア 使用料等の試算額について 4 その他 5 閉会
出席者	(委員) 石川真澄、森田豊充、景山泰子、矢倉 賢、角田和久、古都憲孝、長谷川 正 (事務局) 事務局長 深田 龍 施設管理課長 本池 将 施設管理課施設長 小林祥弘 施設管理課担当課長補佐 安田 憲 総務課長 米田克宏 総務課担当課長補佐 安田香織 総務課係長 門脇侑衣
欠席者	なし
傍聴者	なし
公開・非公開	公開
開会	午後2時00分

会議内容	
事務局	1 開会 ・第2回鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会を開会する。 ・鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例第6条第3項に定める委員の半数以上の出席を満たしているため、会の成立を報告。
会長	2 報告 ・本会議は非公開情報に該当する事項がないため、公開とすることを委員に諮り同意を得る。 第1回審議会の概要及び第1回審議会における論点整理の結果並びに第1回審議会での質疑及び回答について 〔資料〕 ・第1回審議会の概要（資料1－1） ・第1回審議会における論点整理の結果（資料1－2） ・第1回審議会での質疑及び回答（資料3） 〔説明事項〕 ・上記資料について事務局より第1回審議会の概要を報告。 〔質疑応答〕 ・なし
事務局	3 議題 (1) 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて ア 使用料等の試算について 〔資料〕 ・使用料等の試算額について（資料2） ・不燃物処理施設（リサイクルプラザ）の維持補修費等の実績と見込み（当日配布資料） 〔説明事項〕 ・試算にあたって今後（令和8年から令和10年度）の対象費用の所要見込みは、令和4年度から令和6年度の企業物価指数及び企業向けサービス価格指数の上昇率の平均を加味して算出する。 ・火葬場使用料の試算額は、対象費用に含める内容により、パターンA（経常経費及び維持補修費）、パターンB（経常経費、維持補修費及び基幹設備修繕費）で算出した。 ・不燃物処理手数料の試算額は、対象費用に含める内容により、パターンA（経常経費及び維持補修費）、パターンB（経常経費、維持補修費及び基幹設備修繕費）、パターンC（経常経費、維持補修費、基幹設備修

	繕費及び最終処分場経費）で算出した。 ・不燃ごみ処理手数料の前回（平成21年度）改定額から今回の試算額の大幅な増額についての主な要因は、処理対象ごみ量が前回改定時に比べ半減したこと、人件費の増加、エネルギー価格の上昇に伴う需用費の増加、最終処分場延命化のための不燃残さ外部処理業務費等の追加による委託料の増加である。 ・また、不燃物処理に係る維持補修費と基幹設備修繕費については、各年度の差が大きく、特に令和8年度から令和10年度が高額となっていることも今回の試算における大幅な増額の要因の1つである。このことより、基幹設備の修繕周期が概ね4～10年ごとに実施するものであることを踏まえ、令和4年度から令和13年度までの平均値と不燃物処理施設の稼働終了予定が令和13年度末であるため、令和8年度から令和13年度までの平均値を基に追加で試算を行ったので、審議の参考としていただきたい。
会長	・使用料等の試算額について、はじめに不燃物処理手数料から審議を行いたい。不燃物処理手数料の試算に関して事務局から説明があったが、説明内容について質疑等あれば願います。
委員	・試算額をパターンごとに提示していただいたが、仮に対象費用に含めるものを経常経費と維持補修費だけにした場合、基幹設備修繕費や最終処分場経費は各市町村が負担することになるのか。
事務局	・施設の運営に係る経費で、手数料として徴収できなかった部分については、関係市町村からの負担金が充てられる。基幹設備修繕費も最終処分場経費も手数料原価の算定に含めなければ、関係市町村の負担金で賄うことになる。関係市町村の負担割合は20%が均等割で、残り80%を不燃物処理量の実績割で関係市町村が負担している。
委員	・試算額は対象費用を処理対象ごみ量で割って原価を出しているが、処理対象ごみ量には、家庭から排出される収集ごみもリサイクルプラザに直接持ち込まれるごみもすべて含めたものであるか。
事務局	・そのとおり。処理対象ごみ量は、リサイクルプラザに搬入されたすべてのごみが含まれている。
委員	・最終的に今回審議会で決めた手数料は、各自治体で収集運搬されたものではなく、個人や事業所が直接リサイクルプラザに持ち込む場合に徴収

	される手数料になるのか。
事務局	・そのとおり。本審議会で審議していただく手数料は、リサイクルプラザに直接持ち込む場合の手数料である。関係市町村が集める不燃物ごみの場合は、各個人がゴミ袋を購入して、所定の方法で搬出して各市町村で回収されるので、手数料徴収の対象ではない。
委員	・リサイクルプラザに直接持ち込まれたものは、その場で手数料を徴収するが、市町村から持ち込まれた不燃ごみについては、今回審議している手数料を関係市町村に請求するのか。
会長	・今回審議している手数料を関係市町村に請求するのではなく、施設の運営に係る経費から、今回審議会で決める処理手数料の収入部分を差し引き、残った額の20%を関係市町村が均等割で負担し、残りの80%を関係市町村の実績に応じて負担いただくということである。
事務局	・実際のところ、関係市町村から搬入される場合とリサイクルプラザに直接持ち込まれる場合との割合は9：1であり、関係市町村から搬入されるごみが大部分を占めている。
委員	・受益者負担率について、本組合では火葬場は50%、不燃物は100%を基本としているが、これは確定的な考え方であるのか。県内他団体や全国的に標準的な割合があるのか。
事務局	・組合の従前の方針として火葬場は50%、不燃物は100%としているが、それが絶対ということではない。受益者負担率も含めて本審議会でも議論していただきたい。
会長	・一番低い試算額でも手数料原価が950円／10kgと現行料金（178円／10kg）の約6倍となる。受益者負担率を100%で計算して激変緩和措置等で大幅に減額するのがよいのか、ある程度許容されるのであれば、受益者負担率を100%でない数字で算出してから激変緩和措置を考えていくのか、事務局としては受益者負担率をどの程度重視しているか教えていただきたい。
事務局	・手数料であるため、不燃物処理手数料に関しては受益者負担率を100%の基準としているが、試算額の算出方法が施設の維持管理経費等を含める火葬場使用料と同じ算出方法となる場合は、不燃物処理手数料の受益

会長	者負担率 100%のままでよいのか議論が必要になると考える。 ・また、第1回審議会で、手数料は特定の方への役務の提供に係る経費と説明をしたが、その役務にかかる経費としては、人件費や需用費といった、実際に不燃物を処理するために係る経費が対象であり、施設の維持管理経費までは含まれないという議論もある。使用料と手数料それぞれの性質を踏まえて、受益者負担率等ご検討いただきたい。 ・手数料としては、受益者負担率 100%が原則であるが、絶対ではないということを踏まえて、議論いただきたい。しかし不燃物処理手数料に関しては、現行手数料の金額と試算額との差が大きいため、試算額の中で1番低い金額となるパターンA（対象費用として経常経費及び維持補修費を含める）に絞った上で、どこまで住民にご負担いただけるか議論していきたい。
委員	・受益者負担率について、目標として火葬場使用料 50%、不燃物処理手数料 100%は理解できるが、東部広域の 390 円／10 kgや中部広域の 430 円／10 kgと比較すると、現在の西部広域の手数料 178 円／10 kgは非常に低い金額であるので、まずは平均的な金額に持っていくことが必要である。その上で、激変緩和措置をしながらできるだけ本来の受益者負担率に近づけていくことが必要ではないか。 ・不燃物処理手数料の場合、急激な値上げにより持込みが難しくなり、不法投棄が増えることが懸念されるため、段階的に金額を上げていくべきである。
委員	・先ほど会長が提案されたとおり、選択肢としてパターンA（対象費用として経常経費及び維持補修費を含める）の 950 円／10 kgを基準に議論した方がよい。
事務局	・受益者負担率の考え方として、行政サービスの必需性と市場代替性がある。火葬場に関しては、西部圏域において民間の火葬場はなく、火葬という限られた目的でしか使用しないため、本組合の適正化方針の第2分類（選択的・非市場的サービス）として 50%としている。不燃物処理施設に関しても、境港市を除いて西部広域以外に施設はなく、通常はごみ袋に入れて各市町村が回収する。不燃物処理施設に直接持ち込む場合はごく一部に限られるため、受益者負担率の考え方は、火葬場と同じように第2分類で考えることもできる。
委員	・今の説明より、火葬場使用料と同様に受益者負担率 50%が良いのでは

	ないか。
委員	・受益者負担率を100%に限定しないのであれば、受益者負担率を変えることで、鳥取県内他団体の手数料と同程度の金額とすることが可能である。不燃物処理施設は公共施設であるため、できれば県内どこにいても、同じような金額でサービスが提供されるべき。 ・また、次の世代に負担を残すのも良くないため、施設運営に必要な経費を含めて原価を算出し、激変緩和措置などを行った上で、今のうちから少しずつ利用者に負担をしていただき、関係市町村の負担削減も努力をしていかなければならない。
会長	・地域内で他に選択できる施設があるかという点、火葬場も不燃物処理施設も実質選択できない状況にある。不燃物処理手数料について他の委員から意見をお願いしたい。
委員	・試算額を算出していただいたが、私自身、不燃物はごみ袋に入れて回収してもらうため、今まで直接持込みをしたことがなく、値上げの実感がわからない。
委員	・はじめは、最終処分場経費も含めるべきだと考えていたが、実際の試算額を見たところ、基幹設備修繕費も最終処分場経費も含めない1番低い試算額でも、950円/10kgと記載されており、現在の手数料から大幅に金額が上がっていて驚いた。現行料金178円/10kgが950円/10kgになることは極端である。手数料としては、受益者負担率100%を目指したり、東部広域や中部広域と同様に最終処分場経費を含めることが本来のあるべき姿ではあると思うが、950円/10kgは高すぎるので、境港市、東部広域や中部広域の料金を考慮して、改定しなければならない。
委員	・金額が上がることはある程度理解はできるが、境港市、東部広域や中部広域など近隣団体の状況を勘案しなければならない。私自身も施設に直接持込んだ経験はないが、持ち込む方の立場になって考えてみると、現行と比べて金額が上がり過ぎると受け入れられないと思う。利用者の負担感を考慮すべき。
会長	・各委員の意見より、原価算出に係る対象費用について、受益者負担の観点から利用者に負担いただくことは各委員賛同いただけているが、平成21年度改定時に激変緩和措置で受益者負担率を59%にして徴収してきたが、今回100%で算定すると手数料の値上げ幅が非常に大きくなって

	しまう。 ・手数料であるので、本来であれば受益者負担率は100%であるが、西部圏域内において施設の選択肢がないことや施設利用という観点から、使用料と性質が類似していると判断し、受益者負担率を50%として考えるか。または前回の激変緩和措置の59%で考えることもできる。例えば、50%と仮定すると、950円/10kgは475円/10kgとなり、現在の西部広域の178円/10kgより中部広域の430円/10kgや東部広域の330円/10kgに近い金額となる。激変緩和措置や他団体との均衡については、次回議論いただきたい。
会長	・次に火葬場について考えていきたいが、現行使用料の12,000円と比較すると、パターンA（対象費用として経常経費及び維持補修費を含める）では、15,604円、パターンB（対象費用として経常経費、維持補修費及び基幹設備修繕費を含める）では、17,304円の試算額である。いずれも金額は上がるが、火葬場という施設利用の機会や性格を考えると対象費用として許容できる部分は大きいかと考える。 ・受益者負担の部分を多くすれば、各自治体の負担が減り、別の施策に税金を活用することが可能となる一方で、利用者の視点に立つと、料金の上り幅が小さい方が良いという考えもあるだろう。また、基幹設備修繕費を含めた算出方法とした場合、不燃物処理手数料の算出方法と対象費用に含める費目が異なることについて疑問を持たれる可能性もあるが、各委員はどのように考えるか。
委員	・火葬場使用料と不燃物処理手数料で算定に含める費目に違いがある点について、疑問が生じる可能性はあるが、きちんと説明ができるのであれば違いが生じていても良いのではないかと考える。
委員	・東部広域と中部広域と比較すると西部広域は極端に料金が低い。最期の場所として、今のサービス水準は維持していかなければならない。そのためには、基幹設備の修繕は必要なことであり、負担をしていただくのが良いのではないかと考える。すべての住民に理解を得られるのは難しいかもしれないが、多くの住民には理解を得られるのではないかと考える。
委員	・火葬場の設備を適切に維持していくことを考えると、対象費用として基幹設備修繕費用を含めるパターンB（17,304円）が良いのではないかと考える。
委員	・火葬場使用料と不燃物処理手数料の算定に含まれる対象費用が統一され

	ている方が説明しやすいのではないかと。
会長	・不燃物処理手数料について、当日配布資料の試算額を確認いただきたい。事務局から説明があったが、維持補修費と基幹設備修繕費は特に令和8年度から令和10年度において経費が高額となることから、対象年度を広げ、施設の修繕周期（概ね4～10年）に合わせた令和4年度から令和13年度の平均値、そして不燃物処理施設の稼働終了予定が令和13年度末であるため、令和8年度から令和13年度の平均値でそれぞれ試算を行っている。先ほどの議論で、パターンA（対象費用として経常経費及び維持補修費を含める）の試算額950円/10kgを基に次回激変緩和措置等を検討すると言ったが、不燃物処理施設の維持補修費を令和8年度から令和13年度の平均とした場合のパターンB（対象費用として経常経費、維持補修費及び基幹設備修繕費を含める）の試算額は962円/10kgとなる。先ほどのパターンA（対象費用として経常経費及び維持補修費を含める）の試算額950円/10kgに近い金額となり、また、火葬場と同様に基幹設備修繕費を含めた算定方法で検討できる。
委員	・会長の意見に同意する。不燃物処理に係る経費として、基幹設備修繕費は令和8年度から令和10年度の期間が高い見込みであり、施設の稼働も令和13年度までであることから、平均値を出すための期間を拡大して算定すべき。
会長	・火葬場使用料も不燃物処理手数料もパターンB（対象費用として経常経費、維持補修費及び基幹設備修繕費を含める）とする。ただし、不燃物処理手数料については、維持補修費と基幹設備修繕費の算定期間は、令和8年度から令和13年度の平均値を用いることとし、本来であれば100%受益者に負担していただく必要があるが、施設の性格を踏まえて受益者負担率を変えて考える。 ・次回の審議会であるが、端数処理、激変緩和措置、そして周辺地域との均衡や調整について議論を行いたい。
委員	・火葬場使用料については、使用料の増額改定を踏まえ、引き続き最期の場所としてふさわしい接客対応や環境を整えていただきたい。
事務局	・本審議会は当初に説明したが、3年に1度の頻度で開催したいと考える。次回は令和10年度を開催を予定しており、令和11年度から令和13年度までの料金についてご審議いただくこととしている。さらに次は、令和13年度に開催予定であり、不燃物処理施設は新しい施設になった場

	合の費用についてご審議いただきたい。前回改定時から期間が開いたことで生じた課題もあると認識しているため、今後は定期的な見直しを適切に行っていききたい。
会長	・第3回審議会は、端数処理、激変緩和措置と近隣団体との均衡について審議を行うので、必要な資料の作成をお願いします。
事務局	・次回は、火葬場使用料及び不燃物処理手数料の端数処理を行った試算額や激変緩和措置に関する資料を作成する。また、火葬場は圏域内大人の使用料について審議していただいているので、圏域内大人の使用料を基にそれ以外の区分の使用料についても検討案として提示する。
会長	4 その他 ・議事以外について、事務局からその他何かあればお願いしたい。
事務局	・第3回審議会の日程調整を行い、令和7年8月27日（水）午後2時から、場所は淀江支所とすることとした。
会長	・それでは、本日の審議は以上とする。
事務局	5 閉会 ・第2回鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会を閉会する。
閉会	午後3時30分